

國學院大學學術情報リポジトリ

Tradition and Innovation in shape and form of Hiragana

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 齋藤, 達哉 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000906

平仮名字体の新旧

―改正小学校令施行規則と一八九四年の「いろはかな」―

斎藤達哉

はじめに

平仮名の字体は、明治三十三年に「改正小学校令施行規則」の第一号表によって示され、整理・統一された。しかし、整理・統一の初期段階においては、第一号表が意図したものとは異なる字体によって組版・印刷されることもあった。本稿は、この誤植が生じた背景について考察することを目的としている。

この問題の考察にあたって、大きな手がかりとなるのは、いろは歌を書く際の標準的な字体である。それを積極的に示す典型例として、明治三十三年に近い時期の菊池真澄『仮名字類集』（明治二十七年刊）を取り上げることとする。

同書は、これまでに紹介されていなかった資料である。資料の性格を明確にするために、書誌的事項、著者、刊行の背景についても詳述する。

一、改正小学校令施行規則

現代の平仮名字体は、法令上では、明治三三（一九〇〇）年に「改正小学校令施行規則」の第一号表によって定められた。

図一は、明治三十三年八月二一日の『官報』に掲載されたもので、現在入手し得る中で最も信頼に足る第一号表である。

図一 『官報』(第五一四一四号、明治三十三年八月二二日)

(国立国会図書館近代デジタルライブラリーから転載)

第一號表		
平假名	片假名	片假名
あいうえお	アイウエオ	ラリルレロ
かきくけこ	カキクケコ	ワヰウヱヲ
さしすせそ	サシスセソ	ン
たちつてと	タチツテト	ガギグゲゴ
なにぬねの	ナニヌネノ	ザジズゼゾ
はひふへほ	ハヒフヘホ	ダヂヅデド
まみむめも	マミムメモ	バビブベボ
やいゆえよ	ヤイユエヨ	パピプペポ
		らりるれろ
		わおうるを
		がぎくげこ
		ざじずぜぞ
		だちつてど
		ばびぶべぼ

図二 国語調査委員会・亀田氏押印本

(国立国会図書館近代デジタルライブラリーから転載)

第一號表		
平假名	片假名	片假名
あいうえお	アイウエオ	ラリルレロ
かきくけこ	カキクケコ	ワヰウヱヲ
さしすせそ	サシスセソ	ン
たちつてと	タチツテト	ガギグゲゴ
なにぬねの	ナニヌネノ	ザジズゼゾ
はひふへほ	ハヒフヘホ	ダヂヅデド
まみむめも	マミムメモ	バビブベボ
やいゆえよ	ヤイユエヨ	パピプペポ
		らりるれろ
		わおうるを
		がぎくげこ
		ざじずぜぞ
		だちつてど
		ばびぶべぼ

図二は、国立国会図書館に所蔵されるもので、「国語調査委員会」印および「亀田」の小判型小印が押されている。

「亀田」は、明治三七(一九〇四)年に国語調査委員会の嘱託となった亀田次郎氏(一八七六―一九四四)であると考えられる。図二は奥付を欠くために発行者・刊年が不明であるという欠陥があるが、国語調査委員会関係者に使用された形跡を有するという点で資料的価値が高い。

図一、図二とも、仮名字体は現代通行のものと同じであり、現代の平仮名字体が「改正小学校令施行規則」の第一号表によって定められたことに疑いの余地はない。

また、これも周知のことではあるが、第一号表の字体統一については、帝国教育会仮名調査委員決議(『教育公報』第二三一号、明治三十三年一月一日)に「同音の仮名に数種あるを各一種に限ること(即ち変体仮名を廃すること)左の如し」(図三)として示された字体が影響を与えている。統一された仮名字体は何に基づくものであるかについては、早く、山田(一九三七)の指摘がなされている。山田は、初学の手本として筆画の簡単なものをとった「伊呂波手本」が、平仮名字体の統一と確立とに深い関係があった

ことを指摘した(二五五ページ)。

いろは歌を書く際の字体が収斂的傾向にあることは、矢田(二〇一二)の実証的な研究によって明らかにされている。矢田は、「平仮名書きいろはうた所用字体」が非連続体であり、字体にばらつきが少ないこと(第三編第四章「平仮名書きいろは歌の成立と展開」を明らかにしている)。

しかしながら、いろは歌を書く際の字体と、第一号表の平仮名字体とは、完全には一致しない。古田(二〇一一)が、「施行規則」の出される以前から、すでに一般の単行本の活字としては一定されかかっていることが理解される」と指摘するように、第一号表の平仮名字体は、活字組版での使用実態を肯定した面があると見るのが妥当であろう。

図三 帝国教育会仮名調査委員決議(部分)

(国立国会図書館蔵)

三假名の字形に改革を施さず(活字に横展く作るなどは此限りにわらず)

四同音の假名に數種あるを各一種に限ると(即ち變體假名を廢すると)左の如し

あいうえを	アイウエヲ
かさくけこ	カキクケコ
さしすせそ	サシスセソ
たちつてと	タチツテト
なにぬねの	ナニヌネノ
はひふへほ	ハヒフヘホ
まみむめも	マミムメモ
やゆよ	ヤユヨ
らりるれろ	ラリルレロ
わ	ワ
ん	ン

(少数説「が」「に」を存してテニハに限りて用ゐる假名とする

と
(少数説「ま」を存して「し」の方を一語の中又は末に用ゐる假名とする)

二、第一号表の「誤植」

「改正小学校令施行規則」は、各地で出版される中で、第一号表が意図したのとは異なる字体によって組版・印刷されることがあった。

国立国会図書館の近代デジタルライブラリーでは、各種の小学校令施行規則が公開されている。小学校令が次に改正されたのは明治三十六年四月一三日であるので、明治三三年から三六年の奥付を有するものを検索すると、二〇冊が該当し、うち六冊に「誤植」が見られた。誤植の内容別を示すと図四のように整理できる。

図四 「誤植」のある改正小学校令施行規則・第一号表

(いずれも国立国会図書館近代デジタルライブラリーから転載)

■ア行「ぬ」「ね」、ヤ行「ぬ」

①『改正小学校令 附施行細則並訓令』

編著者…片吉保蔵

発行者…博向堂（福島県信夫郡福島町）

発行日…明治三十三年九月六日
第一號表

平假名	平假名
あいうね	らりるれろ
かさくけこ	わおうを
たちつてと	がぎぐげご
なにぬねの	ざじずぜぞ
はひふへほ	だぢづでど
やいゆいよ	ばびぶべぼ

②『小学校令施行規則』

編著者…佐藤敬三郎

発行者…佐藤幸也（新潟市）

発行日…明治三十三年九月一七日

第一號表

平假名	平假名
あいうね	らりるれろ
かさくけこ	わおうを
さしすせそ	ん
たちつてと	がぎぐげご
なにぬねの	ざじずぜぞ
はひふへほ	だぢづでど
まみむめも	ばびぶべぼ
やいゆいよ	ばびぶべぼ

ア行「じ」、ヤ行「じ」

③『埼玉県教育法規』

編著者…埼玉県内務部第三課

発行者…埼玉県私立教育会（埼玉県北足立郡浦和町）

発行日…明治三十六年六月

第一號表

平假名	平假名
あいうわお	はひふへほ
かきくけこ	まみむめも
さしすせそ	やいゆわよ
たちつてと	らりるれろ
なにぬねの	わをうゑを
ん	だぢづでど
がぎぐげご	ばびぶべぼ
ざじずぜぞ	ぱぴぷぺぽ

④『改正小学校令 附施行細則及附則』

編著者…不明

発行者…浜本明昇堂（大阪市）

発行日…明治三十三年九月一三日

第一號表

平假名	平假名
あいうわお	はひふへほ
かきくけこ	まみむめも
さしすせそ	やいゆわよ
たちつてと	らりるれろ
なにぬねの	わをうゑを
ん	
がぎぐげご	だぢづでど
ざじずぜぞ	ばびぶべぼ
	ぱぴぷぺぽ

ヤ行「じ」

⑤『改正小学校令并小学校令施行規則』

編著者…向井政行

発行者…向井政行（奈良市）

発行日…明治三十三年九月二日

第一號表

平假名	平假名
あいうえお	がぎぐげご
かきくけこ	ざじずぜぞ
さしすせそ	だぢづでど
たちつてと	ばびぶべぼ
なにぬねの	
はひふへほ	
まみむめも	
やいゆわよ	
らりるれろ	
わをうゑを	
ん	

■ 十行「あ」

⑥ 『小学校令の原理及評釈』

編著者…松山伝十郎

発行者…金昌堂（東京市）

発行日…明治三三年九月三日

第一號表

平 假 名	平 假 名
あいうえお	らりるれろ
かきくけこ	わわうゑを
さしすせそ	ん
たちつてと	がぎぐげご
かにぬねの	ざじずせぞ
はひふへほ	だぢづでと
まみむめも	ばびぶべば
やいゆえよ	びびぶべび

以上の中で、「じ」は、第一号表の「え」とは字母そのものが異なっている。「れ」「あ」は、それぞれ第一号表の「お」「な」と字母は同一であるが字体が異っている。

第一号表の誤植は、異なる地域において共通した仮名に生じている面が見られる。特に注目されるのは、「じ」「れ」で、福島、新潟、埼玉、大阪、奈良に見られる。これには、共通した背景が存在するのではないだろうか。

三、菊地真澄『仮名字類集』

第一号表の誤植の背景にある字体意識を探るためには、同時期の字体意識を積極的に示す資料が必要である。

ここでは、「改正小学校令施行規則」の六年前の明治二七年に刊行された『仮名字類集』に注目してみたい。

『仮名字類集』は、明治二七（一八九四）年、菊地真澄という人物によって東京・脩静堂から木版刷りで刊行された和装本である。以下、簡単な書誌を列記する。

・寸法 縦二三・二糎、横一五・七糎

・丁数 三一丁（代序三丁、序二丁、自序三丁、凡例二丁、

本文一九丁、附録二丁、奥付・広告二丁）

・表紙 黄色

・題箋 習字適用 仮名字類集全

・内題 仮名字類集

・奥付 明治廿七年九月十一日印刷

明治廿七年九月十八日出版

著者并書者 福島県士族 菊池真澄

東京市麻布区麻布材木町五十七番地

発行所 脩静堂

東京市麻布区麻布材木町五十七番地

著者の菊池真澄については、奥付に「福島県士族」と記されるほかに、巻頭に「岩代 菊池真澄」とある。これを手がかりに調査した結果、菊池は幕末に二本松藩祐筆と藩校「敬学館」の書道教授方（御家流）を勤めた人物であることが分かった。『二本松藩史』には、次のように記される。

菊池真澄 通称貫一郎後要助と改む。字は眞徴、澹齋又晩成と号し藩の祐筆たり。維新後藩庁の書記に任せられ、後伊達郡川俣に移り住せり。其の書謹嚴豊麗、信達、安達、安積の墓誌記念碑等其の手に成れるもの多し。明治三十七年二月二十四日歿す、年七十四。

菊池は『仮名字類集』を出版した明治二十七年に六四歳。『二本松藩史』には書かれないが、一時期、東京市麻布区

材木町五十七番地^①に居を移していたことが奥付から分かる。発行所の「脩静堂」も同番地であるが、これは菊池が川俣居住時代から用いた堂号である^②。

『仮名字類集』巻頭には、辻新次、浅岡一、橘守道、桂花園桂花、真風舎桑月による序代と、安部井磐根のよる序文（明治二十七年六月）が置かれる。

『仮名字類集』の本文は、仮名の諸体を集めたもので、現代の仮名字典に似ている。配列は、いろは順で、字母（原字）別に分けて様々な仮名字形を配列したものである（図七を参照されたい）。さらに附録として「ま」「あ」「や」などの重字と「ま」「あ」「や」などの連字略が示される。

凡例の第一項によると、「集中の仮名は多く古言梯に拠る」とあるが、掛取魚彦『古言梯』の具体的な影響は今のところ見出すことができていない。『仮名字類集』の、頭書には、いろは順の仮名見出しが存在する（図五）。この仮名見出しの字体は、『古言梯』巻頭の五十音図（初版本と再考本以降のもの二つの状態^③）の字体と完全一致を見ない。また、『古言梯』本編中の「一言」で用いられる見出しの字体とも完全一致を見ない。

(抜粋して配列)



『仮名字類集』における仮名の字母(字原)についての注記では次の諸説からの引用が見える。

- ・斎藤彦磨『仮名字抄』：字母㊦、㊧、㊨、㊩、㊪の注記
- ・巻菱湖『仮名字原』：字母㊫、㊬、㊭、㊮、㊯の注記
- ・全長『以呂波字考録』：字母㊰の注記
- ・新井白蛾：字母㊱の注記

『仮名字類集』の対象とする読者層は、題箋角書、序文、附録の記述によって、手習いの初学者(稚児わかご)や、和歌俳諧(調俳)の道で色紙・短冊を書く者が想定されていることが分かる。以下、注目箇所傍線に付加して列記する。

- ・習字適用 仮名字類集全(題箋角書)
- ・…こ、に、菊池の翁の難波津安積山を手習ふころのれうにもとて…(安部井磐根による序)
- ・…されは、わか安積山をたとらむ稚子に、かむなの草の手よりつきくうつり来りしさまを、あさち原つはらくにしらしめ、またいにしへより用ゐなれたるかむなのすかたをもさとさむとて…(自序)
- ・…今学改脩り文連日々に関け□て都鄙調俳の道も盛にて色紙短冊をみる事頗る多し。然るに重字点法を誤る

ものま、あり…（附録）

四、標準字体としての「いろはかな」

『仮名字類集』の中で特に注目されるのは、特定の字体に「小環」を付していることである。「小環」を付された字体を拾い、五十音順に配列し直すと図六のようになる。この「小環」について、凡例第四項では次のように説明されている（傍線は筆者が付加した）。

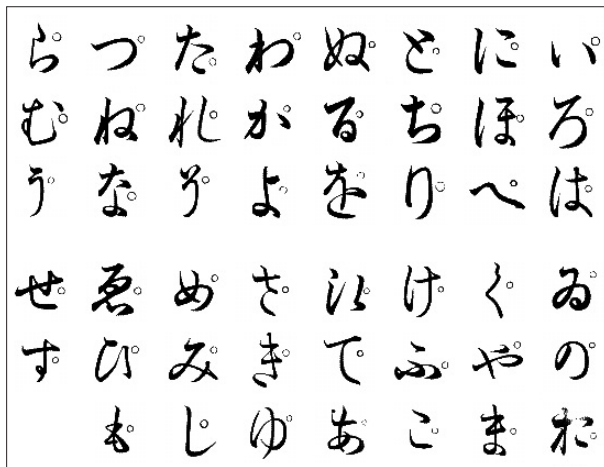
一、文字の傍に小環を附したるはいろはかなの類なり

ここで言う「いろはかなの類」とは何であろうか。凡例第二項には、次のようにある。

一、本集はいろは仮字の原字より移り来れる類を主としてとさん為なれはいろはかなの下にのみ和漢古人の草書のいろはかなに近きものを掲出す

図六 菊池真澄『仮名字類集』の小環付き仮名字体

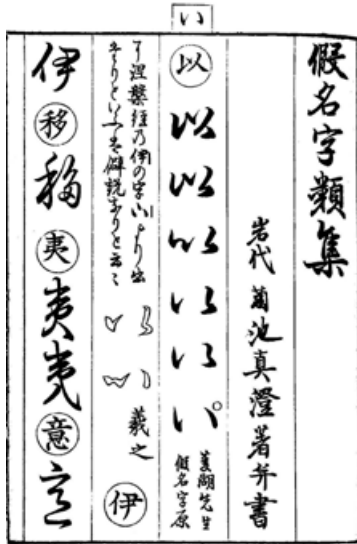
（抜粋して配列）



「和漢古人の草書のいろはかなに近きもの」は、輪郭（白抜き文字）によって掲出されているが、小環を付された字を持つ字母の項にのみ示される。

例えば、図七では、小環を付された字体「い」を持つ字母「㊦」の末尾に王羲之の草書が掲出されるが、字母「㊦」「移」「㊧」「意」の下には古人の草書は掲出されない。

図七 菊池真澄『假名字類集』 ㊦の項



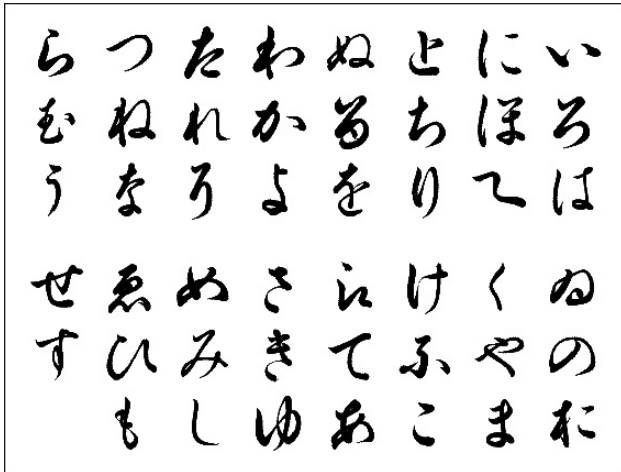
先に掲げた図五、図六では『官報』に掲載された施行規則と異なる点が見られる。ア行「㊦」、ヤ行「㊦」は字母そのものが異なっており、ア行「㊦」、サ行「㊦」は字体が異なっている。

こうした字母・字体によるいろは四十七文字は、『假名字類集』に引用された文献の中では、斎藤彦磨『假名字抄』所載のものにほぼ一致する。

斎藤彦磨（一七六八〜一八五四）は、本居大平門下の国学者である。『假名字抄』は、序文によると、斎藤彦磨が文化四（一八〇七）年に著し置いた内容に沿って、嘉永元（一八四八）年に孫の手習いの師である江邑文雄に書を依頼したものである。序文には「手ならふ始のいろは文字より傍仮名の類にいたるまで何くれとこまやかにかき分られ」とある。この「手ならふ始のいろは文字」に該当する箇所を抜粋すると、図八のようになり、「㊦」「㊦」「㊦」の字体を用いる点が『假名字類集』（図五・図六）と一致する。

図八 斎藤彦磨『仮名字抄』いろは歌の仮名字体

(国立国会図書館蔵本から抜粋して配列)



また、二〇一三年七月から九月にかけて東京国立博物館で開催された「特別展 和様の書」出品の「いろは屏風」(貫名菘翁筆・六曲一双・一八五四年)も、「ろ」「ね」「に」の字体を用いている。貫名菘翁は、幕末の三筆と称される書家であるが、『仮名字類集』とはほぼ同じ字体で書かれている点で注目される。

このように見ると、『仮名字類集』で「小環」を付された「いろはかなの類」とは、いろは歌を書く場合の標準字体であったと考られる。この字体は、幕末においても「手ならふ始のいろは文字」と言われるように手習いにおいて固定化していたものである。

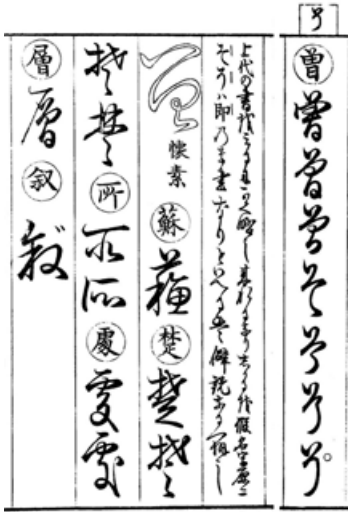
いろは歌を書く際の字体が固定化される実態については、既に矢田(二〇一二)で明らかにされているが、『仮名字類集』『仮名字抄』はそうした字体意識を積極的に示した資料と位置付けることができる。なかでも、『仮名字類集』は、「改正小学校令施行規則」の僅か六年前の刊行であり、同時期まで、いろは歌を書く際の標準字体が継承されていたことを積極的に示す資料と言える。

五、「いろはかな」と第一号表の齟齬

菊池『仮名字類集』で頭書に使用され、なおかつ小環が付けられた「いろはかな」には、「改正小学校令施行規則」の第一号表の平仮名字体と異なる字体のものがある。ソの仮名の「ㄱ」、オの仮名の「ㄹ」エの仮名の「ㄷ」である。

ソの仮名、オの仮名については、斎藤『仮名字抄』と同じ字体が用いられている(図九、図一〇)。

図九 菊池真澄『仮名字類集』ソの仮名

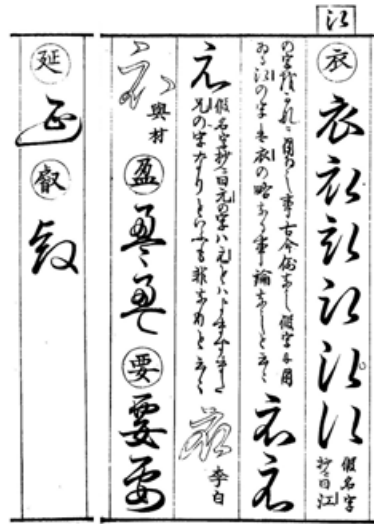


図一〇 菊池真澄『仮名字類集』オの仮名



エの仮名については、頭書の字体・小環付きの字体に「ㄷ」を示しながらも、字母(原字)は「ㄷ」であるとしている(図一一)。これは、斎藤彦磨『仮名字抄』にある、

衣の艸書衣の略也。江字を思ふは非也。江字を仮名に用ひし事古今例なし。又ㄷ字をもとえといへるも非也。……仮名に用るㄷ字は衣なる事論なし。の「衣→ㄷ」という考えを踏襲している。そのため、字母(原字)「ㄷ」の中に「衣」に由来する仮名と「江」に由来する仮名を混在させている。



菊池真澄の示した「いろはかな」の字体は、前時代からのいろは歌による手習いを継承する文字教育の場における、毛筆による書記の標準字体と考えられる。自序に「わか安積山をたどらむ稚子に」とあり、安部井磐根の寄せた序に「菊池の翁の難波津安積山を手習ふこらのれうにもとて」とあることから明らかであるし、菊池自身も維新後の初等教育に関わった形跡が見られる。⁴⁾

しかしながら、ソの仮名は「**ヲ**」、オの仮名は「**ヒ**」、エ

の仮名は「**江**」がという字体の規範意識（いろはかな）は、明治三三年の帝国教育会仮名調査委員決議・改正小学校令施行規則によって進められた学校教育の場での仮名字体統一に大きく影響を及ぼすことはなかった。『仮名字類集』巻頭に、辻新次、浅岡一の序代があることから、菊池真澄と帝国教育会との関連が疑われるが、それを積極的に示す資料は現在のところ見られない。⁵⁾

換言すれば、帝国教育会仮名調査委員決議・改正小学校令施行規則が「え」「お」「そ」の字体を採用したことは、手習いの場（毛筆による書記）での標準字体を踏襲しない形の字体選択を行ったということになる。教科書は木版印刷から活字印刷に移行しており、古田（二〇一一）の指摘するように普及している活字字体を考慮の外に置くことはできなかつたものと思われる。

六、調俳の道と『仮名字類集』

学校教育の中に取り入れられなかった「いろはかな」やいわゆる変体仮名の書記に関する知識は、その後の言語生

活の中で不要のものとなったかというところではない。菊池真澄『仮名字類集』は、初等教育だけではなく和歌・俳諧に関わる人々に向けて刊行された形跡が認められる。ここでは、『仮名字類集』に序を寄せている人物を手がかりに、明治期の和歌・俳諧の分野での需要について述べる。

巻頭には、前述の辻新次、浅岡一のほかに、橘守道、桂花(桂花園)、真風舎桑月による序代、安部井磐根の序文(明治二七年六月付け)がある。

橘守道は東京に居住していた歌人である。橘守部の子・冬照の養子となり、養母の東世子と共に椎本吟社を創設している。道守の和歌を墨書した短冊は、現在でも市中に豊富に出回っている。図一二は、その一例である。

図一二 橘守道による短冊



後に紹介する安部井磐根との親交があり、国立国会図書館憲政資料室蔵「安部井磐根関係文書」中に守道からの書翰二八通が現存する。したがって、道守が序代(和歌)を寄せたのは、安部井の紹介によるものと推測される。

桂花(桂花園)は、俳句宗匠・幸島桂花である。東京に居住したが、次に紹介する真風舎桑月との交流の形跡が見られる。『仮名字類集』へ序代(俳句)を寄せたのは桑月の紹介によるものと推測される。

真風舎桑月は、川俣の俳人で本名は渡辺弥一郎⁶⁾。明治二二年に『明治俳諧金玉集』を川俣で刊行しており、同書には、先の桂花が序文を寄せている。また、同書のもう一つの序文は「桃樹園三千俊述 澹齋菊池真澄書」となっている。「桃樹園」は川俣の人で本名・菅野孫一⁷⁾であるが、「澹齋」は菊池真澄の号である。菊池真澄は、川俣居住時代と同地の俳諧人脈と交流を持っていたことが分かる。

安部井磐根は『仮名字類集』の序文に「翁と同じ国人」と記すように、菊池と同じ旧二本松藩士である。国立国会図書館憲政資料室蔵「安部井磐根関係資料」(番号一三五一)は、菊池の墓碑の写真と拓本とであり、安部井と菊池の近

さを物語る。⁽⁸⁾

安部井は、維新後、福島県会議員を経て衆議院議員となり、明治二十七年当時は衆議院副議長長の職にあった。一方、真清水廼舎と号し、国学に明るく、青年期には本居宣長に傾倒して『古事記伝』全巻を書写したほどであったという。⁽⁹⁾

安部井は、国学者系の大八洲学会にも入会している。国会図書館憲政資料室蔵「安部井磐根関係文書」の一つである明治二十七年の「当用日記」（番号八七四）には「大八洲学会」（三月三〇日）、「大八洲学校」（六月二三日）の記述も見える。大八洲学会は、本居豊顕、小杉楹邨らが中心となって一八八六年に設立された歌文学会で、国学の流れを汲む保守的・古典的な学風を有していた。

また、安部井は先述のように歌人・橘道守とも親交があった。橘道守も国学者・橘守部の流れを汲む歌人である。「安部井磐根関係文書」には、菊地真澄からの書翰九通（番号一四一―一四九）が含まれている。川俣居住時代の菊池発の書翰にも、和歌を書き送ったもの（番号一四一―一四二）や、短冊の贈答についての記述（番号一四一―一四二、七）が見られる。

安部井は、『仮名字類集』に序を寄せた人物の中で菊池真澄に最も近い人物で、同書刊行の相談も受けていたと思われる。安部井の明治二十七年「当用日記」（番号八六四）によると、菊池真澄は上梓前に八回、上梓後に一回、東京の安部井邸を訪問している。⁽¹⁰⁾さらに、「安部井磐根関係資料」（番号一四一―一）の空封筒は、上梓直後に『仮名字類集』を二本松に帰っていた安部井宛に送るために使用された蓋然性が高い。⁽¹¹⁾

安部井磐根と菊池真澄は、二本松藩時代からの旧知の間柄であり、維新後も和歌・国学を通じて行き来があった。そうした関係は菊池の東京移住後も続いており、『仮名字類集』の出版にも安部井の協力があったと考えられるのである。

以上のように、菊地真澄は、維新後に移り住んだ川俣の真風舎桑月（渡辺弥一郎）を通しての「俳諧」の人脈と、二本松藩士時代から親交の続く安部井磐根を通しての「国学」「和歌」の人脈を持っていたと見ることができると。

『仮名字類集』の附録で、和歌・俳諧（調俳）の道で色紙・短冊を書く者への記述が行われているのは、こうした人脈

による販路を想定しての記述であったと考えられる。

大八洲学会がそうであったように、調俳の道においては、古典が重視された。また、調俳においては、先の図一二の例が示すように、毛筆による書記が通常の行為として続けられていた。『仮名字類集』は、毛筆による書記における規範意識を顕在化したものと言えよう。

仮名字体の統一は、合理性を重視した言語政策の一つである。一方、「いろはかな」は、毛筆による伝統的な書記を重んじたものである。「お／れ」「え／ゑ」「そ／ぢ」の違いは、新旧両者の志向の違いが可視化されたものと捉えることができる事例である。

七、第一号表「ゑ」「れ」の背景

福島、新潟、埼玉、大阪、奈良で刊行された、第一号表に「ゑ」「れ」が使用された背景には、いろは歌を書く際の標準字体の意識―「いろはかな」の字体意識と同等のもの―の混在があったと考えられる。

「れ」は字体を誤っているが字母は第一号表の「お」と

同じである。「ゑ」は現代の認識では字母そのものを誤っていることになる。しかし、「いろはかな」の字体意識では字母「衣」を草体化した中に含まれるものであり、字母を誤ったことにならない。しかも、「いろはかな」の字体意識の下では「え」「お」よりも、「ゑ」「れ」の方が標準的である。

組版あるいは校正の段階で、「いろはかな」の字体意識が介在することによって、「え」「お」はより標準的な「ゑ」「れ」に置き換えられてしまうことも十分に考えられるであろう。

ところで、この誤植は、植字者・校正者の意識だけに起因するものとして片づけてよいものではない。

字母から仮名への草化は、明瞭な境界を持つ段階的な変化でなく、グラデーションを持つ連続的な変化である。この見方に立てば、「れ」は「お」に包括され、伝統的な考え方の下では「ゑ」は「え」に包括される。「れ」「お」、「ゑ」「え」という解釈・類推が生じ得ることへの配慮が不足していたという点では、第一号表の提示のされ方にも問題があったことは否定できない。

まとめ

本稿では、改正小学校令施行規則の第一号表が、意図したのとは異なる字体によって組版・印刷されることもあったことの背景について考察を行った。これまでに述べたことの要点を整理すると次のようになる。

- ① 第一号表の誤植は、異なる複数の地域で、共通した仮名に発生している。中でも注目されるのは「**に**」「**れ**」である。
- ② 第一号表と同時期の仮名字体の標準意識を知るための資料として菊池真澄『仮名字類抄』が注目される。
- ③ 『仮名字類抄』では、特定の仮名字体に小環を付して「いろはかな」と称している。「いろはかな」は、いろは歌を書く際の標準字体であると考えられ、手習いで用いられていた。
- ④ 「いろはかな」中で第一号表と異なる字体は、「**れ**」「**に**」「**衣**」である。また、「**に**」の字母は「**衣**」と考えられていたことも分かる。換言すれば、第一号表の

「え」「お」「そ」は手習い等の場で行われていた毛筆による書記での標準字体を継承していないということになる。

- ⑤ 毛筆による書記行為は、手習いや和歌・俳諧の分野で続いていた。そこでの「いろはかな」の標準字体の意識が混在すれば、第一号表に「**れ**」「**に**」を用いることも誤りも発生しうる。

なお、本稿では、第一号表の「**か**」の誤植については考察することができなかった。このほかにも、第一号表には「**と**」と「**と**」の揺れの問題もあり、これらについては稿を改めたい。

注

- (1) 「麻布区材木町五七番地」は、現在の港区六本木六丁目一〇番地（六本木六丁目交差点の南側）に相当する。六本木ヒルズ森タワー二階の北東角オフィス入口とその前の広場（6PLAZA）の位置である。ここは、旧二本松藩主・丹羽邸（当時の六本木一ノ一。現在の港区六本木五丁

目四番五号、六本木ロアビルの立つ二画)から、約五百メートル(徒歩約八分)の近距離である。六本木近辺は、二本松藩出身者にとつて親近感のある土地であつたと推測される。安部井磐根の日記でも旧藩主・丹羽長国が「六本木御隠居様」(明治二十七年五月一九日)と記されるなど、しばしば「六本木」が登場する。

なお、「麻布区材木町五七番地」は明治四五年の地籍図では伊達宗曜が所有する。宗曜は、旧宇和島藩主・伊達宗城(一八一八〜一八九二)の十男である。旧二本松藩主・丹羽長国(一八三四〜一九〇四)の女婿である丹羽長徳(一八七三〜一九四七)は、伊達宗城の孫である。菊池真澄は、旧藩主の女婿の実家(伊達家)の家作に居住していたことになる。

(2)「脩静堂」が菊池真澄の堂号であることは、川俣居住時代に同人が安部井磐根に送った書翰から判明した。「安部井磐根関係文書」(番号一二四・二、三、四、六、八)には、「岩城国伊達郡・川俣村修静堂・菊池真澄」の丸型朱印(直径三糎)が押されている。川俣村は明治九(一八七六)年に誕生し、明治二二(一八八九)年に川俣町と変更されているので、この印は明治九〜二二年の間に作成されたもので

あろう。

(3)『古言梯』の各版および五十音図の状態については、林(一九八七)を参考にした。

(4)奥付裏の広告にも、『諸碑文習字帖 字畫結體辨妄』(運筆自在假字法帖)『勅語』『勅諭』が近刻となっていて、書道と教育とを視野に入れていたことが推測できる。

また、菊池真澄は、藩校教授時代に子弟の書道教育に関わつたほか、川俣居住時代にも初等教育に携わつていたと推測できる。国立国会図書館憲政資料室蔵「安部井磐根関係文書」書翰(番号一二四―六)に用いられた封筒は、「伊達郡川俣高等小学校」と紺色のインクでスタンプされているものを使用している。

(5)辻新次は、明治二十七年当時は大日本教育会会長であつた。明治一九(一八八六)年の小学校令および二三年の小学校令には、文部次官として関わっている。三三年の小学校令改正前後には、帝国教育会会長として、同会仮名調査委員の国語国字に関する決議(『教育公報』第二三一号、一月一五日)、同会仮名改良部の国語国字に関する決議(『教育公報』第二四〇号、一〇月一五日)に関わっている。

浅岡一は、二本松藩出身の教育者である。文部省勤務を

振り出しに、明治一九年に長野県師範学校長として赴任。

同県学務課長も兼任しながら、信濃教育会の初代会長として長野県教育界の中心物となっていた。浅岡は、明治五年に東京の辻新次のもとに身を寄せており、両者は近い関係にあることに疑いの余地はない。辻は、浅岡の働きかけに応じて序代を寄せたものと推測できる。

しかしながら、国立国会図書館憲政資料室蔵「辻新次関係資料」（寄託分及び國學院大所蔵のマイクロフィルムからの複製分）に菊池真澄からの書翰は見られず、直接的な関係は不詳である。

(6) 河合（二〇〇五）に基づく。

(7) 河合（二〇〇五）に基づく。

(8) 「安部井磐根関係資料」（番号一三五二）は、二本松の安部井宛の封筒で、差出人が書かれない。岩代川俣局四〇年八月八日消印、岩代二本松局四〇年八月九日消印がある。

封筒には「菊池晩成清居士」碑の写真（台紙付き）と碑の拓本（和紙・原寸大）の二点のみが収められている。この碑は、常泉寺（伊達郡川俣町字寺前一九）に存在するものと思われる。写真台紙の裏面には、安部井の筆で「四十年八月渡辺／弥七より贈り来る／卅七年二月廿四日歿」と添

えられている。

遡って、安部井磐根の明治三七年「当用日記」（番号八七四）の二月二五日に「菊池真澄昨夜病死の計に接す」と書かれ、同日の客に「菊池得寿」なる人物、支出欄に弔慰金であろうか「菊池 一円」とある。さらに、明治四〇年「当用日記」（番号八七七）の八月九日には、「渡辺弥七より菊池真澄の碑摺拓を贈り来る」とある。渡辺弥七は、川俣選出の福島県議会議員で、同日記の七月二八日に「渡辺弥七を野地眼科病院二問ふ」とある。安部井が川俣出身の渡辺弥七を見舞った際の話題が菊池真澄に及んだものと推測される。

(9) 二本松市ウェブサイト「ふるさと人物史 安部井磐根」
(<http://www.city.nihonmatsu.jp/soshiki/54/400.html>)
に基づく。

(10) 安部井磐根の明治二七年「当用日記」によると、菊池真澄の訪問は、上梓前の一月四日、四月一四、一五日、五月二四日、六月九、一二、一七、二一日、上梓後の一〇月五日。いずれも、帝国議会会期中または直前直後の安部井在京中であるが、安部井が序文を記した六月の訪問が最多。

(11) 明治二七年九月二二日着消印の押された封筒（番号

一二四―一)は、「東京麻布材木町五十七番地 菊池真澄」から、「岩代安達郡二本松舊郭内 安部井磐根」宛に送られたものである。内容物は残っていないが、『仮名字類集』を複数冊送った際に使用された蓋然性が高い。

発信局の消印は判読できないが、受信局の消印は「岩代二本松 廿七年九月二十二日 八便」とあり、『仮名字類集』の発行日九月一七日に近い。封筒の寸法は、縦二三・五糎、横一五・七糎、マチ約二糎で、内容物を示すためか「当坐用」と大書されている。『仮名字類集』は、大きさが縦二三・一糎、横一五・七糎、厚さ約〇・七糎であるから、複数冊収めることが可能である。

なお、明治二七年九月二二日は、第六回帝国議会(五月一五日―六月二日)と第七回帝国議会(一〇月一八日―一〇月二一日)の間であり、安部井は二本松に帰っていた。第七回帝国議会に向けて安部井が上京すると、菊池は一〇月五日に訪問している。「当坐用」とは、「安部井が上京した折に上梓の挨拶に何うが、それまでの間」という意味に解せないだろうか。

参考文献

- 河合章男(二〇〇五)『明治俳諧金玉集』の考察―明治中期の俳文芸を伝えるメディア―『図書館情報メディア研究』第三卷一号、「図書館情報メディア研究」編集委員会
- 東京国立博物館他編(二〇一三)『特別展 和様の書』(図録)、東京国立博物館他
- 二本松藩史刊行会編(一九二六)『二本松藩史』、二本松藩史刊行会
- 林 義雄(一九八七)『古言梯』再考本の版種小攷―巻頭五十音図の板面に生じた変容をめぐって』『専修国文』第四〇号、専修大学国語国文学会
- 古田東朔(二〇一一)「変体がなからひらがなへ」『国語意識の発生―国語史2』、くろしお出版(初出は一九七四年)
- 矢田 勉(二〇一二)「いろは歌書写の平仮名」『国語文字・表記史の研究』、汲古書院(初出は一九九五年)
- 山田孝雄(一九三七)『国語史文字篇』、刀江書院